LIBERTY 小田原日本語学校
規定

株式会社東海ビルメンテナスグループ

LIBERTY 小田原日本語学校

第１章　総　則

（目的）

第1条　本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語能力の向上と、日本文化経済、及び地域文化の深い理解を指導し、国際交流に役立つ人材の育成を図り、もって、日本語教育の発展に寄与することを目的とするものである。

２「留学」以外の在留資格を持つ外国人が、日本語能力向上のために希望する場合には、進学コース聴講生として受け入れる場合がある。

（名称）

第2条　本学は、LIBERTY 小田原日本語学校という。

（位置）

第3条　本学は、神奈川県小田原市本町 3-11-23　リバティ東海ビル 2F・3F に置く。

第２章　コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第4条　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表の通りとする。

第１部・第２部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備　考
第１部	進学 1.5 年コース	１年６か月	20 名	１クラス	10 月生…20 名
	進学２年コース	２年	40 名	２クラス	４月生…40 名
	小　　計		60 名	３クラス	60 名
第２部	進学 1.5 年コース	１年６か月	20 名	１クラス	10 月生…20 名
	進学２年コース	２年	40 名	２クラス	４月生…40 名
	小　　計		60 名	３クラス	60 名
計			120 名	６クラス	120 名

（始期・終期等）

第5条　本学のコースは、４月または 10 月に始まり、３月に終わる。

２ 前項の期間を分けて、次の学期とす る。

（１） 第１学期　４月１日から９月 30 日までとする。

（２） 第２学期　10 月１日から３月 31 日までとする。

３ 本学がその必要を認め、教育上支障がない時には、前項の学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ、かつ修了させることができるものとする。

（休業日）

第6条　本学の休業日は、次の通りとする。

（１） 土曜日・日曜日

（２） 国民の祝日に関する法律で規定する休日

（３） 夏期休業日（7 月 25 日から 8 月 31 日まで）

（４） 秋期休業日（11 月 1 日から 11 月 4 日まで）

（５） 冬期休業日（12 月 20 日から 1 月 5 日まで）

（６） 春季休業日（3 月 15 日から 4 月 5 日まで）

２　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

３　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

４　休業日が、年度ごとの土日祝日に応じて、若干前後することはやむを得ないものとする。

（授業の終始時刻）

第7条　本学の終始時刻は次の通りとする。

午前部　1.5 年コース・2 年コース　【始業】9 時 00 分【終業】12 時 30 分

午後部　1.5 年コース・2 年コース　【始業】13 時 15 分【終業】16 時 45 分

２　校長が必要と認めた時は、前項の時刻を変更する事が出来る。

第 3 章　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条　本学の各コースの教育課程及び授業時数は、次の通りとする。ここにいう授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。

（１） 進学 1.5 年コース

授業科目	内　　容	週当たり授業時間数等
初級（前期）	サバイバル日常会話ができ、形容詞・動詞の基礎的活用、短文読解、短作文、簡単なあいさつや身の回りの会話ができる。 目標漢字：約 150 字 目標語彙：約 1000 語	160 時間（8 週）
初級（後期）	日常場面での身近な会話ができ、可能、受け身、使役等の動詞活用、基礎的な敬語、漢字・かな混じり文で簡単な日記・作文・スピーチ	240 時間（12 週）

	等ができる。 目標漢字：約 300 字 目標語彙：約 2000 語	
中級	日常的な会話ができ、新聞・雑誌等から基本的な情報収集、ニュース、ドラマ等の大まかな理解ができ、場面や相手に応じて聞き取りができ、自分の意見が述べられる。 目標漢字：約 1000 字 目標語彙：約 6000 語	400 時間（20 週）
上級	場面に応じた会話、会議での議論や交渉などに対応でき、通常日本人の読み書きの理解、小論文の訓練などを行い、高度な表現による発表ができる。 目標漢字：約 2000 字 目標語彙：約 10000 語	400 時間（20 週）
計		1200 時間（60 週）

（２） 進学 2 年コース

授業科目	内　　容	週当たり授業時間数等
初級（前期）	サバイバル日常会話ができ、形容詞・動詞の基礎的活用、短文読解、短作文、簡単なあいさつや身の回りの会話ができる。 目標漢字：約 150 字 目標語彙：約 1000 語	300 時間（15 週）
初級（後期）	日常場面での身近な会話ができ、可能、受け身、使役等の動詞活用、基礎的な敬語、漢字・かな混じり文で簡単な日記・作文・スピーチ等ができる。 目標漢字：約 300 字 目標語彙：約 2000 語	300 時間（15 週）
中級	日常的な会話ができ、新聞・雑誌等から基本的な情報収集、ニュース、ドラマ等の大まかな理解ができ、場面や相手に応じて聞き取りができ、自分の意見が述べられる。 目標漢字：約 1000 字 目標語彙：約 6000 語	500 時間（25 週）

上級	場面に応じた会話、会議での議論や交渉などに対応でき、通常日本人の読み書きの理解、小論文の訓練などを行い、高度な表現による発表ができる。 目標漢字：約 2000 字 目標語彙：約 10000 語	500 時間（25 週）
計		1600 時間（80 週）

（学習の評価）

第9条　１　学習の評価は、試験成績、出席状況、課題提出、学習態度等を総合して決定し、5 段階評価とする。

２　試験に関しては、平素の試験は各課、もしくは数課に 1 回程度の割合で行い、定期試験として、3 か月ごとに中間試験、期末試験を行う。

３　試験科目は、文字語彙、文法、読解、会話、聴解、作文の 6 科目で行う。

４　各試験は、100 点を満点として、80 点以上をＡ、70 点以上をＢ、60 点以上をＣとして、合格とする。59 点以下はＤで不合格とし、再試験の対象となる。未受験者はＥとする。

５　再試験は、試験期間終了後、1 週間以内に行い、60 点以上を合格とし、評価はすべてＣとする。

６　何らかの事情で試験を受けられなかった学生には、2 週間以内に追試験を行い、60 点以上を合格とし、評価は上記に準ずるが、再試験は行わない。

７　試験時に不正行為が確認された場合には、対象科目に関しては、その得点を認めないものとする。

（教職員組織）

第10条　本学に次の教職員を置く。

（１）校長

（２）主任教員

（３）教員　　4 名以上（うち専任 2 名以上）

（４）生活指導担当者　　1 名以上

（５）事務職員　　1 名以上

２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

４　教職員に関する規定は別にこれを定める。

第４章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第11条　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

（１）12 年以上の学校教育、またはそれに準ずる課程を修了している者で、日本語能力試験 N5 以上、もしくは N5 相当の日本語能力を有する者

（２）年齢が 18 歳以上の者

（３）正当な手続きによって日本国への入学を許可され、または許可される見込みのある者

（４）信頼のおける保証人を有する者

（５）学費、滞在費の支弁能力を有する者

（入学時期）

第12条　本学への入学は、年 2 回とし、その時期は 4 月及び 10 月とする。

（入学手続き）

第 13 条　本学への入学手続きは、次の通りとする。

（１）本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

（３）本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 19 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

（身元保証人）

第 14 条　保証人は、学生の父母またはそれに代わる独立の生計を営む成年者で入学者の学費等諸経費の支弁と一身上に関する一切の責任を負う事が出来る者とする。

２　保証人が転居または改姓名等異動があった場合、身分、住所等に変更があった場合には、その旨を直ちに届け出なければならない。

３　保証人が死亡した時、またはその他の事由でその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めて保証書等、本校に定める必要な書類を提出しなければならない

（休学・復学・転学）

第 15 条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

２　1.5 年コース、及び、2 年コースに入学した留学生は、2 年を超えて在学することができない。

３　校長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる生徒に対して、休学を命ずる事がある

４　前 2 項の学生が復学を希望する場合は、医師の診断書を添えた所定の復学願いを提出し、校長の許可を得て復学することが出来る

５　休学を許可された学生はその期間中授業及び試験を受ける事が出来ない

６　転学は原則認めない。やむを得ない事情の場合のみ、各学期終了時（半年ごと）に認める。

（自主退学）

第 16 条　自主退学しようとする者は、その事由を退学届に記し、校長の許可を受けなければならない。

（修了・卒業の認定）

第 17 条　校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して、当該科目の修了を認定する。

２　校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

３　本校において、各コース期間在学し、80%以上出席し、60%以上合格した者に対して、卒業証書を授与する。

４　上記条件には当てはまらないが、各コースを修了した者、また、科目合格者に対しては、コース、または、科目の修了証書を授与する。

５　1.5 年コースにおいて、卒業、もしくは、修了できなかった学生に対して、半年間のみ、留年を認めることがある。

６　４項・５項に関しては、職員会議にてその可否を決定する。

（褒章）

第 18 条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒章を与えることができる。

（懲戒処分）

第 19 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、以下の通りとする。

（１）訓告・・・・・・口頭もしくは書面による指導により将来を戒める

（２）停学・・・・・・対象期間に関しては授業への出席を認めない
尚、停学期間中は居所を明確にし、いつでも連絡が取れる状態にしておかなければならない

（３）退学・・・・・・卒業を待たずに本学学生としての身分を剥奪する

３　前項に関しては、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

（１）性行不良で将来にわたって改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）学習態度・意欲が著しく低く、授業運営に支障をきたす場合

（４）正当な理由がなく出席常（出席率 80%以上）でない者

（５）法律に抵触する行為又はそれに類する行為や非行を行った者

（６）学校の秩序を乱す又はその恐れがある者

（７）健康上、就学に耐えうることが難しいと判断されたもの

（８）正当な理由なく学費、その他の費用を払わないもの

（９）その他、本校の学生として、ふさわしくないと判断されるもの

４　懲戒処分の決定は、教職員会議にて決定する。

（除籍）

第 20 条　生徒が退学処分に従わない場合には、校長の判断により除籍とする場合がある。

第 5 章　生徒納付金

（生徒納付金）

第 21 条　本学の生徒納付金は、次の通りとする。

（１）	入学検定料	20,000 円
（２）	入学金	50,000 円
（３）	授業料	50,000 円(月額)
（３）	施設費	10,000 円(年額)
（４）	設備費	10,000 円(年額)
（５）	教材費	20,000 円(年額)
（６）	課外活動費	10,000 円(年額)

（７） 保険料　　10,000 円(年額)
（８） 健康管理費　10,000 円(年額)

（納入）
第 21 条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
２　生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。
３　特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

（滞納）
第 22 条　生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。

（生徒納付金の返還）
第 23 条　すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。
但し、校長がやむをえないと判断した場合には、６ヵ月を上限として、納付金を返還する場合がある。

第 6 章　雑則

（寄宿舎）
第 24 条　寄宿舎に関する事項は、別に定める。

（健康診断）
第 25 条　健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

（細則）
第 26 条　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則
この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。